

○5月24日(火)開催 児童福祉専門分科会委員からのご意見(出席者4名、ご意見11件)

反映: 9件、実施段階検討1件、その他1件

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
1	計画の位置付け(素案 P.2)	条例第 15 条に基づくというだけでいいのか。 「青森市子ども総合プラン」との関係がわからない。	2	<p>「青森市子ども総合プラン」のうち「子どもの権利の保障」に関するアクションプランである旨を明記する。</p> <p>【修正前】 本計画は、「青森市子どもの権利条例」第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。</p> <p>【修正後】 本計画は、「青森市子どもの権利条例」第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。 <u>また、本計画は、平成 28 年 3 月に策定した「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画(アクションプラン)として位置付けます。</u> <u>「青森市子ども総合プラン」では、基本理念「『子どもの最善の利益』を第一に考えた『子どもの権利』の保障」に基づき、現状と課題を明らかにし、課題に対応した施策を掲げています。</u> <u>本計画では、同プランに掲げられた子どもの権利の保障に関連する施策について具体的な事業等を整理し、同プランと併せて「子どもの権利の保障」を推進していくこととします。</u></p>	反映
2	Ⅱ 具体的な取組(全体)	具体的な取組について、条例の第 3 章をもとに構成しているが、第 2 章の「子どもにとって大切な権利」の各条との関連も示したほうがいいのではないか。	5 7 10 ほか	各取組について、条例第 5 条から第 9 条との関連がわかるよう工夫する。	反映

【反映状況の定義】

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画 (素案) に対するご意見と市の考え方

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
3	Ⅲ 主要事業の目標 (全体)	取組によって目標の数にアンバランスさを感じる。 権利侵害からの救済といったところに不登校やいじめ、虐待の件数などが無い。	-	計画全体の目標とする指標を設定する。 なお、指標の設定に当たっては、施策または取組の進捗を測る観点から、分野別計画である子ども総合プラン及び教育振興基本計画を参考とした	反映
4	Ⅲ 主要事業の目標 (素案 P.73)	小児慢性特定疾病手帳交付人数が指標となっているが、人数を目標にしているのか疑問である。 特別児童扶養手当支給対象者数なども同様であるが、いろんな病気を対象にすれば交付数は増えるし、対象を減らせば交付数は減るなど、数値の増減だけで判断はできないのではないかと。	6 9 12 ほか	個々の事業に関する指標については取組状況を測るための参考指標とし、過去3年間の実績値を記載する。	反映
5	第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援 第1節 子どもの権利の普及啓発 (素案 P.5)	P T A 自体の動きが停滞しているため、P T A の研修を行うよりも、企業を通じて親に啓発していくほうがいいのではないかと。 小学校高学年や中学生は職場体験なども行っているため、企業を対象にしていくのも一つの普及啓発の方法だと思ふ。	8	事業内容に企業を対象とした普及啓発に関する記述を追加する。 青森市子どもの権利普及啓発事業 【追加】 <u>● 育ち学ぶ施設や地域住民、企業、団体などに対して、子どもの権利に関する理解を促進する取組について検討し実施します。</u>	反映
6	第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援 第1節 子どもの権利の普及啓発 (素案 P.5)	児童生徒の理解を深めるための教材が、条例のパンフレット程度なのか、きちんと教材化したものなのか。 小学6年の社会科や中学3年の公民の教科書に「子どもの権利条約」は出てくるので、子どもたちはある程度勉強することになっている。行動計画としては、もう少し踏み込んでほしい。	8	児童生徒の子どもに関する権利に関する学習について、取組内容を追加する。 【追加】 子どもの権利に関する新たな教材の作成 <u>● 子どもたちが自分の権利や他人の権利の尊重などについて適切に学んだり、権利侵害からの救済や回復の手段があることについて知ったりできるよう、学校で活用できる新たな学習資料を作成します。</u>	反映
7	Ⅲ 主要事業の目標 (素案 P.64)	子どもに関わる施策の推進への子ども会議の参加回数について、現状値の2回は少ないのではないかと。 捉え方を広げれば、イベントで市長に対して意見を表明することや、年度末に活動報告をすることも含まれるのではないかと。	30	子ども会議の参加については、広く捉えることとする。 平成 25 年度 0 回 → 2 回 平成 26 年度 0 回 → 2 回 平成 27 年度 2 回 → 4 回	反映

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画 (素案) に対するご意見と市の考え方

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
8	第4章 子どもの命と安全を守る取組 第1節 権利侵害からの救済 (素案 P.48)	素案を作成する過程で、子どもの権利擁護委員とは意見交換などしていないのか。 権利侵害からの救済に関する指標についても、擁護委員が意見を持っているのではないかと思う。	6 66	子どもの権利擁護委員からも意見を聴取する。 【子どもの権利擁護委員の意見】 子どもの権利相談センターの認知度を追加してはどうか。 また、子どもの権利相談センターへの相談件数は相談センターが支援した件数でもあるので指標になり得ると考える。 → 子どもの権利相談センターの認知度を追加する。 子どもの権利相談センターへの相談件数については参考指標とする。	その他 (反映)
9	第4章 子どもの命と安全を守る取組 第2節 豊かな心の育成 (素案 P.49)	「豊かな心の育成」が条例第13条のどの部分に該当するのかわからない。	67	いじめ対策であることをわかるように、表現を工夫する。 【修正前】 豊かな心の育成 ↓ 【修正後】 <u>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消</u>	反映
10	資料編	条例全文を資料として計画に載せてほしい。	77	巻末に「子どもの権利条例」全文を記載する。	反映
11	Ⅲ 主要事業の目標 (素案 P.64)	「学校における意見表明能力等の向上」について、事業化されていないので指標がないとのことだが、今後評価・検証する際にアンケート調査を実施するなど、そういった取組がされているかどうかについて調査する必要があるのではないか。	30	事業化されていない取組に関する評価・検証に当たっては、単に事業化の有無だけでなく、取組の内容について検証できるよう工夫する。	実施段階検討

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画 (素案) に対するご意見と市の考え方

○6月5日(日)開催 青森市子ども会議委員からのご意見 (出席者 19名、ご意見 28件)

【質問事項】素案の取組以外に、どのようなことが考えられますか？

反映：4件、記述・整理済：6件、実施段階検討：12件、対象事項外：6件

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
1	第2章 子どもの育ちへの支援 第2節 子どもの体験活動の充実 (1) 子どもの体験活動の充実 (素案 P.10)	・楽器に触れ合い、楽しめるような行事、イベント等の実施	15	【追加】 青森市子ども会議運営事業 ●子どもたちが参加できるイベント等を青森市子ども会議委員が企画・運営するなど、子どもたち自身がつくりあげる体験機会について検討します。	反映
2		・使われていない公園を活用し、イベント、祭事等の実施			反映
3	第2章 子どもの育ちへの支援 第6節 子どもの意見表明・参加の促進 (2) 子どもの意見表明・参加の機会の充実 (素案 P.20)	・青森市だけのチャット(小～高校生及び教育に関わる人のみ)(コミュニケーション能力を高めるため)	29	【追加】 新たな意見表明・コミュニケーションの場の検討 ●子どもの意見表明・参加の促進に当たっては、ICTなど新たなツールを活用した意見表明やコミュニケーションの場について検討します。	反映
4	第3章 保護者への支援 第6節 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援 (1) 子どもの貧困対策の充実 (素案 P.45)	・コンビニ等で消費期限間際の食品を貧困家庭等に配布する	62	子どもの貧困の実態把握 ●国、県の情報や他都市の事例を参考にしながら、本市における子どもの貧困の実態の把握に努めます。 【追加】 ●学習支援やフードバンク等を実施している団体等と連携するなど、子どもの貧困の実態に即した支援について検討します。	反映
5	第1章 子どもの権利の普及啓発	・保護者を対象とした普及啓発の実施	-	家庭教育学級やPTAなどの研修会への講師派遣を実施することとしている。	記述・整理済
6		・学校の道徳の時間を利用した子どもの権利に関する授業の実施		学校において子どもの権利に関する指導を行うこととしている。	記述・整理済
7		・広報あおもりに子どもの権利に関する記事を連載する		広報あおもりや市ホームページを活用した普及啓発を実施することとしている。	記述・整理済
8		・子ども会議委員それぞれの学校での普及啓発(学祭等の行事時)の実施		普及啓発に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
9		・学校における全校集会の時間を利用した普及啓発の実施		普及啓発に当たっての参考意見とする。	実施段階検討

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画 (素案) に対するご意見と市の考え方

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
10	第1章 子どもの権利の普及啓発	・子どもの発言によるCM、ビデオの教材等を作成し、学校等に配付	-	普及啓発に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
11		・まずは、学校教員の研修等を行い、教員に理解してもらったうえで、生徒に還元		普及啓発に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
12		・小学生と中・高生がペアを組み、街中でPR活動の実施		普及啓発に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
13	第2章 子どもの育ちへの啓発	・同年代の外国人との交流を行い、文化の違いを学ぶ	-	市内小・中学校と米国・中国・韓国・ハンガリー国との交流を実施している。	記述・整理済
14		・自然体験できる場所、公園が欲しい(プレイパークのイメージ)		子どもの遊び場について検討することとしている。	記述・整理済
15		・移動図書館の立ち寄り場所を増やす		読書活動の推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
16		・小学生の遊びのルールの緩和(学区制限、年齢制限の緩和)		子どもの遊び場の検討に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
17		・中・高生が幼稚園や小学校でボランティアを行う(思いやりの心の育成)		ボランティア活動の推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
18		・中心地の空き店舗に若者向けの店を増やす		参考意見として経済部へ情報提供する。	対象事項外
19	第3章 保護者への支援	・貧困で塾に行けない子どもへの無料の学習支援の実施	-	単に学習の支援のみならず、日常的な生活支援、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行うこととしている。	記述・整理済
20		・小学生のバス無料化を廃止し(あまり使わない)、別なことにお金を使う		経済的支援に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
21		・子どもがいる家庭への支援の拡充(児童手当等の支給額の増額等)		経済的支援に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
22	第4章 子どもの命と安全を守る取組	・スクールカウンセラーの各学校への常設	-	いじめ・不登校の予防・解消に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
23		・いじめの加害者への相談センター等による相談対応等を行う		権利侵害からの救済に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
24		・交通指導・誘導のボランティアを朝だけでなく夕方も行う		参考意見として教育委員会へ情報提供する。	対象事項外

【反映状況の定義】

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画 (素案) に対するご意見と市の考え方

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
25	第4章 子どもの命と安全を守る取組	・信号等のない交差点への横断歩道の増設	-	参考意見として市民生活部へ情報提供する。	対象事項外
26		・穴の開いた道路の整備		参考意見として都市整備部へ情報提供する。	対象事項外
27		・よくわからない交差点の整備		参考意見として市民生活部へ情報提供する。	対象事項外
28		・側溝の小さなすきまを塞ぐ		参考意見として都市整備部へ情報提供する。	対象事項外

○事務局修正：2件

No	項目	ご意見の内容	頁	市の考え方	反映状況
1	第3章 保護者への支援 第1節 乳幼児期の教育・保育の充実 (2) 乳幼児期の教育・保育の質的向上	特定教育・保育施設等指導監査事業を削除 当該事業は特定教育・保育施設について、法令・条例に定める基準等を遵守しているか、給付費の過誤等はないかを監査するものであり、質的向上にはつながらないため。	34	【削除】 <u>特定教育・保育施設等指導監査事業</u> ●子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対し、法令、条例に定める確認基準及び各種通知等の遵守並びに給付費の請求に関する事項について周知徹底させるとともに、給付費の過誤・不正の防止を図るため、法に基づく指導監査を実施します。	-
2	第3章 保護者への支援 第2節 子育ての経済的負担の軽減 (1) 子育ての経済的負担の軽減	子ども医療費助成事業を追加 子ども総合プランでは、可能な限り取組の再掲を避ける観点から、当該取組を「母子保健・医療体制の充実」に位置付けたものであるが、子育ての経済的負担の軽減としても重要な取組であるため、当該事業を追加する。	37	【追加】 <u>子ども医療費助成事業</u> ●長引く少子化傾向の中、次代を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりのため、子どもを持つ保護者が経済的に安心して子どもを医療機関等に受診させることができるよう、中学校3年生までの子どもにかかる通院及び入院時の医療費自己負担分を助成します。	-

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見